

第3期稲沢市子ども・子育て支援事業計画策定基本方針（案）

1 計画策定の背景と趣旨

市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成26年度に「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできた。

その後、計画が終了する平成31年度にそれまでの成果や課題の分析を行った上で、「第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を策定し、子育て環境の整備などを着実に推進してきた。

今回、第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、これまでの成果や現状と課題を再度、分析・整理し、「第3期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～11年度）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、本市の「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」を上位計画とし、稲沢市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものである。

3 計画の策定体制

- ① 子育て家庭に必要な事業やサービスを的確に把握するため、ニーズ調査を実施する。
- ② 地域の教育、保育、子育てに関わる方々の意向や情報を把握し、計画策定の参考とするため、教育・子育て関係団体に対するヒアリングを実施する。
- ③ 市民の意見を広く聴取するため、子ども・子育て会議を開催し、委員から意見、審議をいただきながら、検討、策定を進める。
- ④ 市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、意見を募る。